

## 令和8年度熱力学計算システム保守業務に関する業務委託参加意思確認を求める公告

岡山セラミックスセンターに設置している「熱力学計算システム」については、常に正常に機能を発揮できるよう、ソフトウェアのライセンス管理やバージョンアップ、各種データベースの更新等の保守を行う必要があることから、新青山株式会社を相手方とする随意契約手続を行う予定としているが、他の者で2の資格を満たし、本業務を希望する者の有無を確認するとともに、契約の相手方を選定する目的で、参加意思のある者からの見積書等の提出を招請するものである。

公募の結果、2の資格要件を満たすと認められる者がいない場合は、新青山株式会社との随意契約手続に移行する。

なお、2の資格要件を満たすと認められる者がいる場合にあっては、新青山株式会社と当該応募者の提出する見積書等について審査を行い、契約相手方を選定する予定である。

令和8年3月6日

岡山県知事 伊原木 隆太

### 1 提案に付する事項

- (1) 業務名 令和8年度熱力学計算システム保守業務
- (2) 業務内容 別添「令和8年度熱力学計算システム保守業務仕様書」のとおり
- (3) 業務期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

### 2 業務委託に参加できる者の資格

業務委託に参加する者に必要な資格は次のとおりとする。

- (1) 岡山県役務の提供に係る入札参加資格者名簿（以下「入札参加資格者名簿」という。）に記載されている者であること。
- (2) 入札参加資格者名簿の業務種目の大分類が「7（機械設備等保守点検）」、小分類が「1（計測機器）」又は「2（分析機器）」若しくは「8（情報・通信サービス）」、小分類が「2（システム等開発・改良）」又は「3（システム等管理運営）」であること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。
- (4) 岡山県役務の提供の契約に係る入札参加資格審査要領（平成19年岡山県告示第332号）に規定する入札参加の停止の措置を受けている者でないこと。
- (5) 岡山県から役務の提供の契約に係る入札参加除外の措置を受けている者でないこと。
- (6) 岡山県建設工事等暴力団対策会議運営要領に基づく指名除外を受けている者でないこと。
- (7) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（更正手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は会社更生法（平成14年法律第154条）に基づき更正手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (8) 熱力学システムで利用しているソフトウェアの販売代理店であること。

### 3 契約条項を示す場所等

〒700-8570 岡山県岡山市北区内山下2丁目4番6号  
岡山県産業労働部産業振興課 イノベーション推進班  
電話：086-226-7380 FAX：086-224-2165  
メールアドレス：innovation@pref.okayama.lg.jp

### 4 業務委託参加手続等

この業務委託に参加を希望する者は、5の見積書等を次のとおり提出しなければならない。

#### (1) 仕様書及び様式の配布の期間及び場所

##### ア 配布期間

令和8年3月6日（金）から3月19日（木）まで（閉庁日を除く。）の午前9時から午後5時まで

##### イ 配布場所

3の場所に同じ。

なお、岡山県産業労働部産業振興課ホームページからダウンロードすることもできる。

<https://www.pref.okayama.jp/page/1022220.html>

#### (2) 見積書等の提出の期間、場所及び方法

##### ア 提出期間

令和8年3月6日（金）から3月19日（木）まで（閉庁日を除く。）の午前9時から午後5時まで

##### イ 提出場所

3の場所に同じ

##### ウ 提出方法

持参又は郵送等（書留郵便、配達記録郵便その他これに準じる方法によるものに限る。）

#### (3) 仕様書等に関する質問の受付及び回答

##### ア 受付期限

令和8年3月13日（金）午後5時（必着）

##### イ 受付方法

令和8年度熱力学計算システム保守業務（様式第1号）を電子メール又は郵便等で送付することとし、受付期間内に必着とすること。

なお、電子メールで送付する場合の件名は、「令和8年度熱力学計算システム保守業務質問書（社名）」とすること。

電話又は口頭による質疑には応じない。

##### ウ 宛先

上記3の場所に同じ。電子メールの場合は、必ず電話で宛先に届いていることを確認すること。

なお、確認電話は、閉庁日を除く午前8時30分から午後5時15分までとする。

##### エ 回答方法

令和8年3月16日（月）までに個別に回答する。

ただし、本事業に直接関係のないもの、個人情報等の情報セキュリティ上明らかにすることが不適切なもの、その他回答することが不適切と認められる質問に対しては、回答を行わない場合がある。

(4) 見積書等の審査

岡山県産業労働部内に設置する審査会において、上記2の事項及び見積書等の内容を審査し、契約の相手方を選定する。

(5) 審査結果の通知方法

審査後、書面により通知する。

5 見積書等

提出する見積書等は、以下のとおりとする。

(1) 見積書（見積金額の内訳明細も記載すること。）

(2) 販売店証明書

6 その他

(1) 契約保証金は、岡山県財務規則（昭和61年3月20日規則第8号）第153条、第154条及び第155条の規定による。

(2) 業務委託契約書の作成を要する。

(3) 契約締結予定者は、契約を締結しようとするときは、暴力団の排除に係る誓約書（様式第2号）を提出しなければならない。なお、この誓約書を提出しないときは、契約締結を拒んだものとみなすので留意すること。

(4) 応募及び審査に要する一切の費用は、応募者の負担とする。

(5) 提出された書類は返却しない。

(6) 関連情報を入手するための照会窓口は、3の場所とする。

(7) 業務の実施にあたっては、行政の補助として下記の事項を厳守すること。

ア 公平中立に実施するとともに、関係法令を遵守すること。

イ 業務上知り得た情報に対しては契約期間内及び業務完了後においても機密の保持が守られること。

(8) 本業務は、県の令和8年度当初予算において予算措置された場合にのみ事業化される停止条件付き事業であり、予算が成立しない場合には、この手続に関わる一切について、いかなる効力も発生しないものとする。

(9) 当該事業は、国の補助金等を活用して実施するため、令和8年4月1日までに国の予算が成立しない等の場合、県は委託候補者に対して契約の内容や契約期間の見直しを求めることがある。